

京都大学事務本部分課規程の全部を改正する規程
京都大学事務本部分課規程（平成17年9月15日総長裁定）の全部を次のように改正する。

京都大学本部事務分掌規程

第1章 総則

第1条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第45条の規定に基づき、京都大学本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）における室、課等及びセンターの所掌事務及びその分掌を定めるものとする。

第2章 秘書・広報室及び監査室

（秘書・広報室）

第2条 秘書・広報室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。
- (2) 大学のホームページに関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) その他広報に関すること（広報センターの所掌に属するものを除く。）。)

（監査室）

第3条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 監事監査の支援に関すること。
- (3) 公益通報に関すること。

第3章 教育研究推進本部

第1節 学生部

（学生課）

第4条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生補導及び課外活動に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の健康管理に関すること。
- (3) カウンセリングセンターに関すること（職員課の所掌に属するものを除く。）。)
- (4) 保健管理センターに関すること。
- (5) その他学生の厚生補導に関する事務で教務課、学生センター及びキャリアサポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。

（教務課）

第5条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の身分に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) その他教務に関すること。

（入試企画課）

第6条 入試企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関すること。
- (3) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る情報提供に関すること。
- (5) その他入学者選抜に関すること。

第2節 研究推進部

（研究推進課）

第7条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

- (2) 研修員、内地研究員等に関すること（国際交流課の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 科学研究費補助金その他補助金の受入れ等に関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費その他各種公募プロジェクトに関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 寄附金の受入れに関すること。
 - (6) 核燃料物質等に関すること。
 - (7) その他研究推進に関する事務で産学官連携課及び競争的資金サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。
- （産学官連携課）

第8条 産学官連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 産学官連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。
- (3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。
- (4) 国際イノベーション機構に関すること。
- (5) その他産学官連携に関する事務で他に属しないこと。

第3節 国際部

（国際交流課）

第9条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 海外渡航に関すること。
- (3) 外国人研究者等の受入れに関すること。
- (4) 海外の大学等学術機関との交流に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力研究に関すること。
- (6) 文部科学省、日本学術振興会等の国際交流事業に関すること。
- (7) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。
- (8) 国際交流推進機構に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) その他国際交流に関する事務で留学生課及び国際交流サービスオフィスの所掌に属しない事務を処理すること。

（留学生課）

第10条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 外国人留学生の受入れに関すること。
- (3) 学生の海外留学に関すること。
- (4) 国際交流センターに関すること。
- (5) その他留学生に関する事務で他に属しないこと。

第4節 共通教育推進部

（共通教育推進課）

第11条 共通教育推進課においては、高等教育研究開発推進機構及び高等教育研究開発推進センターに関する事務をつかさどる。

第4章 経営企画本部

第1節 総務部

（総務課）

第12条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。
- (3) 儀式その他重要な行事に関すること。
- (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (5) 本学の制度及び組織に関すること。

- (6) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関する事。
- (7) 訟務及びリスク管理に関する事。
- (8) 大学文書館に関する事。
- (9) その他室、他の部及び課等並びにセンターの所掌に属しない事務を処理する事。
(社会連携推進課)

第13条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公開講座等に関する事。
- (2) 百周年時計台記念館に関する事。
- (3) 本学の同窓会組織に関する事。
- (4) 総合博物館に関する事。
- (5) その他社会との連携に関し、連絡調整する事。
(事務改革推進室)

第14条 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関する事。
- (2) 事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関する事。

第2節 企画調査・評価部

(企画課)

第15条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関する事。
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事。
- (4) 自己点検・評価に関する事。
- (5) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関する事。

第3節 人事部

(職員課)

第16条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 就業規則に関する事。
- (2) 勤務評定に関する事。
- (3) 懲戒、服務等に関する事。
- (4) 研修に関する事。
- (5) ハラスメントの防止に関する事。
- (6) 退職手当に関する事。
- (7) 栄典及び表彰に関する事。
- (8) 労働組合に関する事。
- (9) その他人事に関する事務で人事企画課及び人事事務センターの所掌に属しない事務を処理する事。

(人事企画課)

第17条 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事制度に関する事。
- (2) 任免等に関する事(人事事務センターの所掌に属するものを除く。)
- (3) 給与に関する事。
- (4) 定員管理に関する事。

第4節 財務部

(財務企画課)

第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 財務に係る企画立案に関する事。
- (3) 概算要求に関する事。
- (4) 予算に関する事。

- (5) その他会計に関する事務で財務戦略・分析課、給与・共済事務センター、出納事務センター及び契約・資産事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。

(財務戦略・分析課)

第19条 財務戦略・分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務諸表等の作成に関すること。
- (3) 財務に係る調査及び分析に関すること。
- (4) 資金運用及び資産の有効活用に関すること。

第5節 施設・環境部

(施設企画課)

第20条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備等に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 施設整備等に係る予算の経理に関すること。
- (3) 工事等の入札及び契約に関すること。
- (4) 施設設備等に係る中長期計画の企画・立案に関すること。
- (5) その他施設整備等に関する事務で施設整備課、施設活用課、環境安全課及び施設サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。

(施設整備課)

第21条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備工事の実施に関すること。
- (2) その他施設整備に係る技術的専門事項に関すること。

(施設活用課)

第22条 施設活用課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の維持保全、有効活用及び点検・評価に関すること。
- (2) 電気、ガス、水等のエネルギーの需要管理に関すること。
- (3) その他施設活用に係る技術的専門事項に関すること（施設サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。

(環境安全課)

第23条 環境安全課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 環境対策及び労働安全衛生に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 環境安全保健機構に関すること。
- (3) 環境保全センターに関すること。
- (4) その他環境対策及び労働安全衛生に係る技術的専門事項に関すること（施設サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。

第6節 情報環境部

(情報企画課)

第24条 情報企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子事務局に関すること。
- (2) 事務用電子計算機システムの運用及び維持管理に関すること。
- (3) 業務システムの企画、開発及び維持管理に関すること。
- (4) 国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整に関すること。
- (5) 本部の事務組織等情報セキュリティに関すること。
- (6) 情報環境機構に関すること(情報基盤課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 学術情報メディアセンターに関すること。
- (8) その他電子事務局等に関する事務で情報基盤課及び情報システム管理センターの所掌に属しない事務を処理すること。

(情報基盤課)

第25条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 全国共同利用及び学内共同利用に関すること。
- (2) 学術情報ネットワークシステム及び遠隔講義システムの運用及び維持管理等に関す

ること。

- (3) 教育用コンピュータ及び語学システムの運用及び維持管理に関すること。
- (4) コンピューティングシステム及び学術情報データベースの運用及び維持管理等に関すること。
- (5) 全学電子認証システムの運用及び維持管理に関すること。
- (6) 全学情報セキュリティに関すること。
- (7) その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。

第5章 センター

(学生センター)

第26条 学生センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の奨学金に関すること。
- (2) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
- (3) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。
- (4) 学生の寄宿舎に関すること。
- (5) 学生の厚生事業に関すること。
- (6) 学生の課外活動に関すること。
- (7) その他学生の厚生福祉に関すること。

(キャリアサポートセンター)

第27条 キャリアサポートセンターにおいては、学生の就職に関する事務をつかさどる。

(競争的資金サポートセンター)

第28条 競争的資金サポートセンターにおいては、科学研究費補助金、21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費等の応募、交付申請書、報告書等に関する事務をつかさどる。

(国際交流サービスオフィス)

第29条 国際交流サービスオフィスにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流会館に関すること。
- (2) 外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請に関すること。
- (3) 外国人研究者及び留学生等に対する情報提供に関すること。
- (4) 留学生の宿舍及び各種補助に関すること。

(広報センター)

第30条 広報センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (2) 本学の総合案内に関すること。
- (3) 大学記者室との連絡調整に関すること。

(人事事務センター)

第31条 人事事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 諸手当に関すること。
- (2) 有期雇用教職員及び時間雇用教職員の任免に関すること。

(給与・共済事務センター)

第32条 給与・共済事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給与支給に関すること。
- (2) 共済組合に関すること。
- (3) 職員のレクリエーションに関すること。

(出納事務センター)

第33条 出納事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資金の管理に関すること。
- (2) 債権管理に関すること。

(契約・資産事務センター)

第34条 契約・資産事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特定調達契約及び一括契約に関すること。

- (2) 旅費及び謝金の支給に関する事。
- (3) 固定資産の管理に関する事。
- (4) 宿舎等に関する事。
- (5) 学内警備及び防火に関する事。

(施設サポートセンター)

第35条 施設サポートセンターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 吉田地区の基幹インフラ設備の維持・保全に関する事。
- (2) 吉田地区(医学部附属病院を除く。)の二次変電所の定期巡視に関する事。
- (3) エネルギーの巡視点検及び吉田地区の検針業務に関する事。
- (4) 吉田地区(施設系技術職員を有しない部局)の施設の維持管理の支援に関する事。
- (5) 労働安全衛生教育の実施に関する事。

(情報システム管理センター)

第36条 情報システム管理センターにおいては、ソフトウェアライセンス管理に関する事務をつかさどる。

第6章 その他

第37条 第2条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成18年8月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。